

小作争議調査表

No. 4

(昭和 年 月 分)

財團 協調會 福岡出張所

<p>場 所 福岡縣三井郡 中野村 大字 三ノ</p>	<p>發 生 昭和 七年 十月 二 日</p>	<p>終 熄 昭和 八年 十二月 十 日</p>
<p>關 係 人 員 地 主 一人 (山田村守) 小 作 人 十人 (山田久多等)</p>	<p>關 係 地 種 類 面 積 田 七 反 七 畝 (三反五畝 減租 一畝 解決 済み)</p>	<p>關 係 團 體 小 作 人 十人</p>
<p>地 主 關 係 團 體 十人</p>	<p>關 係 團 體 小 作 人 十人</p>	<p>關 係 團 體 小 作 人 十人</p>
<p>原 因 十一年小作契約が本年より履行されず、以て一節小作人は継続小作を希望し、山田久多等外は各日前地主時代永小作契約者として主張し、各各渡り席に依る。</p>		
<p>要 求 事 項 土地返還</p>		
<p>經 過 一節徳傳は、山田村守に、 依り、下地條約を解決 (山田村守は、外七色 山田久多等外七色、小作人は、 張し、認め、小作人は、 一、續續渡り席に依る、 小作人は、依り、解決せ ず、山田村守は、依り、解決せ ず、山田村守は、依り、解決せ ず、結果下地條約書に解 決。</p>		
<p>結 果 十月八日(一)新解決 五ヶ年(昭和七年)度、同継続小 作契約 一、債権は、山田村守に付(一俵三斗六升) 五斗五升、割とし、毎年十月末迄 連帯して持参せしむこと。 二、貸借期間は、昭和八年六月より昭和十 三年五月迄、五ヶ年間とし、石期間満 了の上は、原則として、直ちに、貸借地を返還 せしむこと。 外四項</p>		

<p>備 考</p>